

第2次

剣淵町食育推進計画（案）

～地域の特性を活かした食育の推進～



剣淵町特産「じゃがいも」の花

平成30年3月

北海道 剣淵町

はじめに

全国の4分の1を占める広大な農地を有し、四方を海に囲まれた北海道は、その恵まれた自然環境を生かし、全国の皆さんに安全・安心でおいしい「食」を提供する重要な役割を担っています。

私たちにとって、「食」は、生命と健康の基本であり、日々の食事は、家族や友人とのコミュニケーションを通じ、私たちの「心」の健康、生きる喜びをもつくり上げてくれるものです。

剣淵町は開拓以来、農業を基幹産業として発展し『やさしさ奏でる絵本の里づくり』をテーマに、人と人の繋がりや地域の資源を活かした取り組みを実施し、町民の健康づくりや栄養指導、農業体験や調理実習、地元農産物を使用した加工品の開発など地域と関係機関が連携し、主体的に食育に取り組むため、「剣淵町食育推進計画」を平成26年に策定し、各種啓発活動等に取り組んできました。

近年、食育への関心は高まりつつあり、地域で様々な取り組みが行われている一方、生活習慣病の増加や学校給食における地場産物の使用割合が低いなどの課題が見られます。

こうした課題を解決し、食育を一層効果的に進めていくため、この度、「第2次剣淵町食育推進計画」を策定いたしました。

「食育」は、健康、産業、環境、文化といった多様な分野、また、生活の多様な場面に広く関わり、世代間にわたる、継続的な取り組みが必要となるものです。そして、「食育」を通じて、食に関わる人づくり、産業づくりなどの仕組みが地域から生まれてくることが望ましい姿です。

町としましては、継続して実践していただくことが重要であることから、この計画の実現に向けて、町民の皆さんをはじめ、関係機関の方々と一緒になって「食育」の取組を幅広く進めてまいりたいと思いますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

平成30年3月

剣淵町長 早坂純夫

目 次

1	本計画の趣旨・目的	1
2	食育の定義と本計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	食をめぐる現状と課題	4
	（1）食をめぐる社会情勢の変化	4
	（2）食生活の変化と健康への影響	5
	（3）食文化の伝承	6
	（4）食の循環や環境への意識	6
	（5）食育に対するさらなる実践	6
5	食育に関する3つの基本目標	7
	（1）健康の維持・増進につながる食育の推進	7
	（2）地産地消と一体となった剣淵町らしい食育の推進	7
	（3）未来を担う子どもたちを育む食育の推進	7
6	関係者の役割・連携	8
	（1）家庭における食育の推進	8
	（2）学校等における食育の推進	8
	（3）地域における食育の推進	8
	（4）生産者団体等における食育推進	8
	（5）行政における食育の推進	9
7	剣淵町における取り組み	10
	（1）保育所における食育の取り組み	10
	（2）保健活動における食育の取り組み	12
	（3）教育委員会における食育の取り組み	13
	（4）剣淵高等学校における取り組み	14
	（5）農業生産者など地域住民の取り組み	15
	（6）グリーンツーリズムの取り組み	16
8	食育推進にあたっての数値目標	17
	（1）小中学校における朝食の摂取状況	17
	（2）学校給食における地場産物活用率	17
	（3）週3回以上夕食後の間食をしている人の割合	17
9	資料	18
	食育基本法（前文）	18

1 本計画の趣旨・目的

食は命の源であり、私たち人間が生きていく上で欠かせないものです。

剣淵町のある北海道には、各地においしく新鮮な食材があり、そうした多様で豊富な食材を活用した郷土料理や、特色のある食文化が育まれてきました。また、生産地が近く、消費者と生産者の顔が見える関係が築きやすいなど、全国の中でも恵まれた環境にあります。

しかし、近年、核家族化やライフスタイルの変化、価値観の多様化に伴い、食に感謝する心の欠如、孤食の増加による家庭での教育的機能の低下、偏食や不規則な食事、栄養の偏りによる肥満や生活習慣病の増加、郷土料理・行事食など食文化を伝承する機能の低下、食品ロスなど、その課題は広く複雑になってきています。

また、世界的な食料需給の逼迫に伴う食料の安定供給の確保、安全・安心な食品に対する消費者の関心の高まりへの対応、食料と生産現場のつながりの確保などといった食に関する課題などが引き続き存在しています。

このような背景のもと、剣淵町では食育基本法に基づく国の食育推進計画、北海道のどさんこ食育推進プランをふまえ、平成26年3月に「剣淵町食育推進計画」を策定し、未来につながる食育を推進してきました。

今後さらに食育の現状を認識し、食育の取り組みを総合的かつ効果的に進めていくため、町民一人ひとりの食に対する意識の向上と生涯元気に暮らせる健康づくり、地産地消の推進をめざして「第2次剣淵町食育推進計画」を策定しました。

なお、本計画は、「地域資源を活用した農林水産漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」第41条に基づく「地産地消促進計画」としても位置づけることとします。

2 食育の定義と本計画の位置付け

食育とは、国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身につけるための学習等の取り組みのことです。

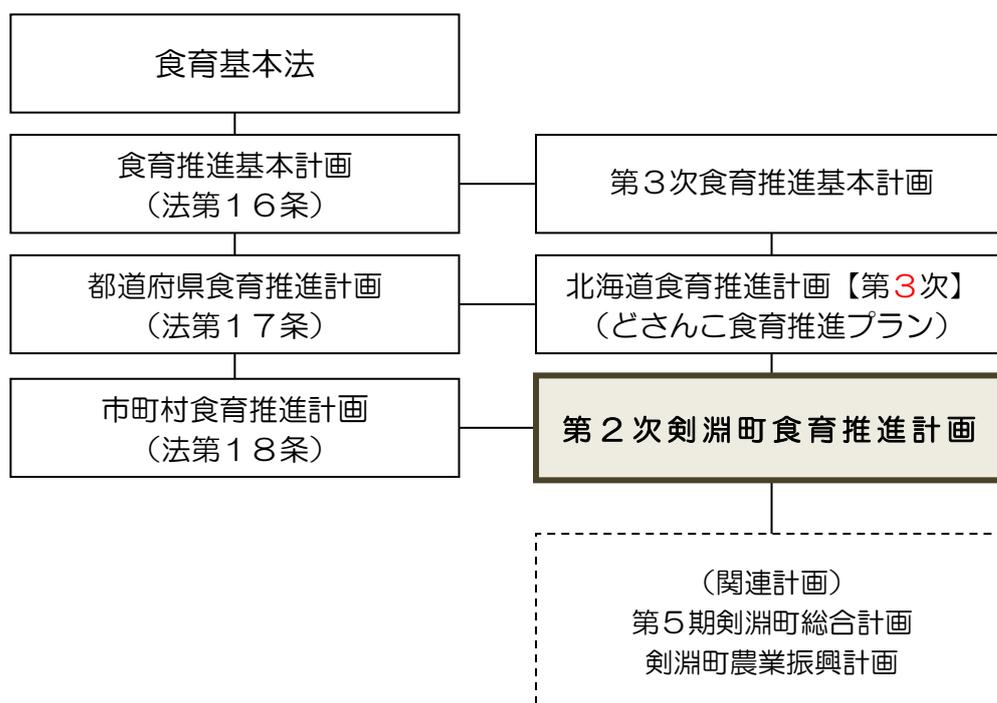
食育基本法では、食育を『生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの』と位置づけ、『様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている』と示しています。そして、

- 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- 食に関する感謝の念と理解
- 食育推進運動の展開
- 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- 食品の安全性の確保等における食育の役割

を基本理念とし、これらを推進していくことが市町村に求められています。

本計画は、食育を具体的に推進するための計画として、国の「第3次食育推進基本計画」や「北海道食育推進計画【第3次】（どさんこ食育推進プラン）」の内容をふまえ、また、剣淵町の上位計画である「第5期剣淵町総合計画」や同じく食との関わりが深い「剣淵町農業振興計画」等との整合を図りながら策定しました。

■本計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。
ただし、関係法令の改正や上位計画の更新が行われた場合などは、必要に応じて見直します。

4 食をめぐる現状と課題

日本全体の動向や課題も含め、剣淵町における食をめぐる現状と課題をまとめると、次のようになります。

(1) 食をめぐる社会情勢の変化

高齢化や少子化、核家族化など、様々な状況の変化から、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増えており、剣淵町でも同様の傾向が見られます。

また、国内における女性の就業者数の割合は年々増加し、平成 27 年には 43.9%まで上昇し、共働き世帯も増えています。

■核家族世帯、単独世帯の割合の推移

北海道と同様に、剣淵町における核家族世帯と単独世帯を合わせた割合は増加しており、平成 27 年には全体の 88.6%を占め、平成 12 年に比べ 13.2 ポイント上昇しています。

(単位：%)

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
核家族世帯	北海道	60.5	58.9	57.5	55.9
	剣淵町	54.1	57.0	58.6	58.8
単独世帯	北海道	30.0	32.4	34.8	37.3
	剣淵町	21.3	21.1	24.2	29.8
合 計	北海道	90.5	91.3	92.3	93.2
	剣淵町	75.4	78.1	82.8	88.6

※総務省「国勢調査」

■高齢者のいる一般世帯に占める高齢者の単独世帯の割合の推移

剣淵町における高齢者のいる一般世帯のうち、65 歳以上の単独世帯の割合についても高まる傾向にあり、平成 27 年には全体の 28.3%を占め、平成 12 年に比べ 13.2%ポイント上昇しています。

(単位：%)

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
高齢者 (65 歳以上) の単独世帯の割合	北海道	24.2	26.7	29.6	18.5
	剣淵町	15.1	17.3	21.5	28.3

※総務省「国勢調査」

このような中で、家庭内で調理を行うだけでなく、外食や調理食品、加工食品の利用が増えており、食の外部化や簡便化が進んでいます。

(2) 食生活の変化と健康への影響

栄養や食生活は健康づくりの基本ですが、食に関する知識や意識の低さ、不規則な食生活や偏った食習慣などが課題となっています。

このような背景が、肥満や生活習慣病の増加につながると考えられています。が、剣淵町でも、メタボリックシンドローム該当者や予備軍が増加しています。

■メタボリックシンドロームの状況とそれに伴うリスクの増大

剣淵町におけるメタボリックシンドローム該当者や予備軍は、北海道と比較するといずれも多い傾向にあります。

また、20歳時から体重が10kg以上増加している方は、北海道と比較しても多く、食習慣が大きく影響し、生活習慣病のリスクが大きくなっていると考えられます。また、それに伴う医療費の増加が懸念されます。

(単位：人、%)

	被保険者数	健診対象者数	健診受診者数	受診率		メタボ該当者		メタボ予備軍		20歳時から10kg増加した人	
				剣淵町	北海道	剣淵町	北海道	剣淵町	北海道	剣淵町	北海道
H24年	1,386	971	610	62.8	27.2	14.4	16.5	9.8	10.7	33.8	33.9
H25年	1,278	889	548	61.6	23.4	16.4	15.4	13.0	10.8	37.6	33.0
H26年	1,253	856	523	61.1	25.1	17.4	15.8	12.8	10.7	36.6	33.0
H27年	1,242	820	499	60.9	25.6	17.8	16.3	16.8	10.7	34.4	33.1
H28年	1,171	796	453	56.9	27.5	17.2	16.8	14.6	10.6	39.4	33.3

	食事速度						週3回以上就寝前に夕食		週3回以上夕食後の間食		週3回以上朝食欠食	
	早い		普通		遅い		剣淵町	北海道	剣淵町	北海道	剣淵町	北海道
	剣淵町	北海道	剣淵町	北海道	剣淵町	北海道						
H24年	50.6	27.8	49.4	64.3	0.0	8.0	19.6	15.8	32.3	16.3	6.9	9.8
H25年	50.0	27.9	50.0	64.1	0.0	8.0	22.0	15.9	33.6	16.6	4.5	9.9
H26年	18.1	28.0	39.2	64.1	12.7	7.9	17.7	15.2	29.0	16.1	6.8	10.2
H27年	37.5	27.6	50.4	64.5	12.1	7.9	15.8	14.9	21.3	16.1	6.7	10.3
H28年	32.3	27.4	58.9	64.6	8.8	8.0	14.2	14.7	18.8	16.1	4.6	10.4

※KDB（国保データベース）

- ・特定健康診査対象者：国民健康保険加入者で40歳以上74歳以下の方
- ・メタボリックシンドローム該当者：腹囲が男性85.0cm。女性90cm以上で3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち2つ以上の項目に該当する者
- ・メタボリックシンドローム予備軍：腹囲が男性85.0cm。女性90cm以上で3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち1つ以上の項目に該当する者

(3) 食文化の伝承

食生活の多様化や簡素化が進む中で、先人から受け継がれてきた日本の伝統的な食文化が失われつつあり、こうした食文化を伝承し、さらに発展させていくことが課題となっています。

地域における郷土料理、地元で採れる旬の食材を再認識するなど、食文化の大切さを通して、郷土を愛する豊かな心を育てていくことが求められています。

農業が基幹産業である剣淵町では、米、大豆、小麦、馬鈴薯など本町で生産される豊かな農産物を活かした食育を推進していくことが重要です。

(4) 食の循環や環境への意識

日本の食料自給率は 40%で多くの食料を輸入していますが、食べ残しなど大量の「食品ロス」を毎日出しています。環境負荷を減らす観点からも、食べ物を大切にし、食に関する感謝の意識を高めていくことが必要です。

(5) 食育に対するさらなる実践

剣淵町では、様々な機関・団体などが役割を分担しながら、食育に取り組んでいます。その結果、食育の周知度・関心度は高まりつつあると考えられますが、肥満率や児童生徒の朝食欠食、地場農産物のさらなる活用など、より一層改善、維持していくべき課題があります。

また、農業の町として、教育旅行を中心とする農業体験やグリーンツーリズムなど、町外の方を対象とした取り組みや情報発信なども引き続き積極的に行い、町全体で食への理解を深め、食育の大切さを共有していくことが重要です。

5 食育に関する3つの基本目標

食育をめぐる現状と課題などをふまえ、次の3つの基本目標に基づき、食育を効果的に推進します。

(1) 健康の維持・増進につながる食育の推進

脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養の偏りや朝食の欠食は、肥満や生活習慣病の危険因子とされています。また、食品衛生など食品の安全性に関わる知識も健康の維持に必要です。

食べ物と心と体の関係を知るとともに、身体に良い食品を適切に選択できる知識の普及や実践の促進などにより、乳幼児から高齢者まで、健康の維持・増進につながる食育の取り組みを推進します。

(2) 地産地消と一体となった剣淵町らしい食育の推進

剣淵町は豊かな自然に恵まれ、四季折々の旬を感じさせる食材があり、生産地が近いことから、消費者と生産者の顔が見える関係が築きやすい地域です。

生産者をはじめ農業関係団体、商工団体など、食に関連する人や組織が幅広く連携し、食育に取り組むことで、町内はもとより、町外にも剣淵町の食の魅力を発信し、地産地消や地域産業の活性化にもつなげます。

(3) 未来を担う子どもたちを育む食育の推進

食育はすべての町民に必要なものですが、特に子どもたちに対する食育は、心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものとして重要です。また、農業の楽しさや食べ物の大切さへの理解、さらには郷土愛を高めていくことが必要です。食育基本法でも、食育を知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけられており、町としても学校教育活動の中でも食に関する指導などを進めます。

6 関係者の役割・連携

剣淵町では、3つの基本目標をベースに、地域住民や生産者、農業関係団体、商工団体、学校、保育所などがそれぞれの視点で地域にあった食育の取り組みを行います。

また、総合的な視野から行政のそれぞれの分野で連携を図り、円滑に取り組みが進むように次の基本方針に即して、食育を推進します。

(1) 家庭における食育の推進

子どもの基本的な食生活習慣を形成するため、朝食をとることや「早寝早起き朝ごはん」運動を実践するなど、関係機関・団体が連携し普及啓発活動の展開を図ります。

また、子どもの料理教室や親子料理教室の開催、学校を通じて保護者に対し食育の重要性や適切な栄養管理について周知するなど、必要な知識の啓発に努めます。

(2) 学校等における食育の推進

学校・保育所において、子どもが食に関する正しい知識を学ぶため、地域の生産者団体などと連携して農業体験や調理体験、正しい食習慣の指導、食事マナー学習などを計画的に推進します。

(3) 地域における食育の推進

地域住民が、生涯健康で暮らす基本となる良好な食生活や食習慣の確立を図るため、関係機関や関係団体はもとより、家庭・学校・小売業・外食産業・職場・自治会などを通じて住民への普及啓発を図ります。

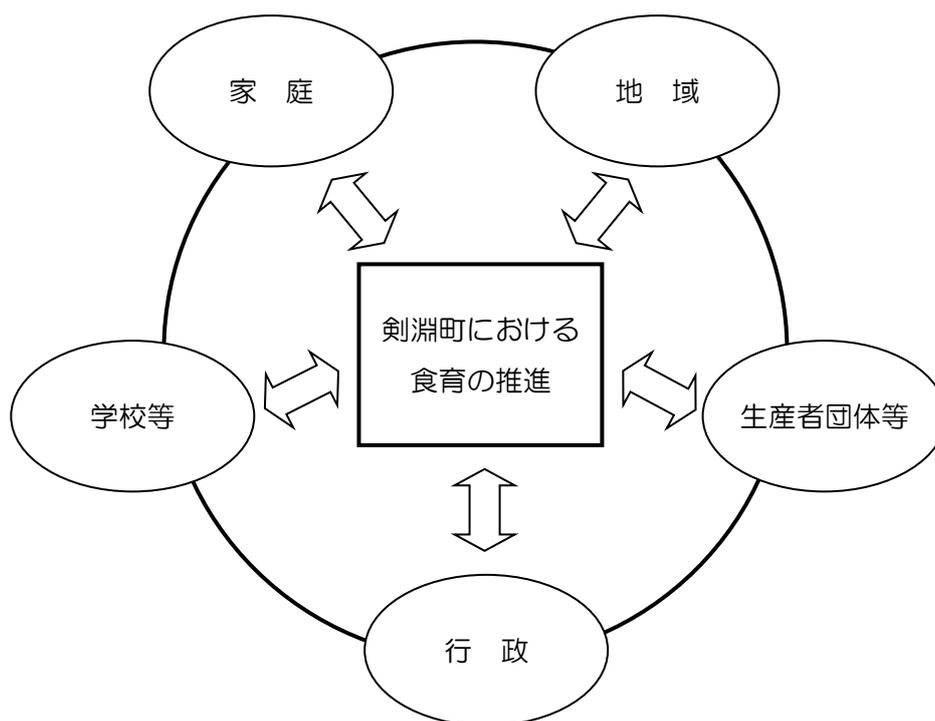
(4) 生産者団体等における食育推進

品質の高い食品を安定的に供給するとともに、各種体験活動の実施、協力など学習機会の提供を通じて、地域の生産、流通に関わる人々の営みの理解を深め、その大切さを伝える取り組みなどを進めます。

(5) 行政における食育の推進

食を通じて生活習慣病などの予防を図るため、年齢層に応じた食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、町が行っている健康診断の結果をふまえた、個人の健康状況に応じた栄養相談や運動指導の充実を図ります。また、地域住民や関係機関・団体などの自主的な取り組みを支援し、協働するとともに、食育を推進するための組織づくりなど、幅広い食育に取り組みます。

さらに、食育はその関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多様であることから、家庭における日常の食生活や学校、地域住民、NPOなどボランティア団体、食材提供をする生産者団体及び消費者団体が、食育活動においてそれぞれの役割を理解し、相互に連携や補完をしながら活動を行い、計画の推進に努めます。



7 剣淵町における取り組み

本計画では、これまでの取り組みを継承しつつ、課題の解決を意識しながら、さらなる食育の推進に向けて取り組みます。

(1) 保育所における食育の取り組み

剣淵町保育所では、保育課程に「よくかんで食べること」「マナーを知り楽しく食べること」、栽培や収穫、調理活動などを通して「食や食材に興味・関心を持つ」など、年齢や発育段階に応じた「食育目標」を位置づけて日常の保育を進めています。

「剣淵・生命を育てる大地の会」「けんぶちV I V Aマルシェ」などからじゃがいも、にんじん、かぼちゃなどの農産物を購入し給食の食材としているほか、剣淵町稲作振興会からはうるち米と餅米を、保護者の方からも農産物などを提供していただくなど、地産地消による食育を推進しています。

乳幼児期から発育段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことは重要なことです。

これからも、子どもが身近な大人からの援助を受けながら、他の子どもとの関わりを通して、豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べること、食への関心を育むこと、食材そのものや給食を作ってくれる人への感謝の気持ちを育てることなど、「食を営む力」を培うことをねらって実践します。

○年間食育計画の策定

保育所児童が行事や多様な体験を通して「食」に関する興味や知識を習得できるよう、保育計画に位置づけたプログラムを作成し実践します。

○菜園による自然との関わり

保育所敷地内の菜園に剣淵高等学校の生徒の指導を受けながら、野菜の苗の植え付けや種まきをします。

また、水やりや草取りなどの世話をしながら、作物の成長や変化を通して自然との関わりを深めます。



○親子で楽しむ収穫祭とクッキング

じゃがいもやにんじん、トウキビなどを親子で収穫します。

また、トウキビの皮むきや枝豆の枝から豆をはずす作業にも年齢に応じて挑戦します。採れた野菜は親子で調理し、みんなでいただきます。



○給食の時間を通した食育

毎日の給食は子どもたちにとって最も楽しみにしている時間です。友達と一緒に食べることで、食事のマナーとともに、人との関わりや食への感謝の気持ちを育てます。

また、保護者の方や地域のみなさんからの協力を得て、地域の食材をできるだけ取り入れた給食を提供することにより、食を大切に思う気持ちや郷土愛を育て、農業の町ならではの地産地消による食育を推進します。



○食育だよりの発行

保育所の毎日の献立や給食に関する情報提供、食材の成分、栄養価、体に働きかける力、時には給食で提供した献立のレシピなどを掲載した食育だよりを毎月発行し、保護者との連携を図ります。

○食事アンケートの実施

起床から朝食までの様子、夕食から就寝までの様子など、家庭における生活習慣などを中心に調査し、子どもの生活、食事の状況を共有し、家庭での食への関心を高め、協力し合って「食を営む力」の基礎を培うための支援を行います。

(2) 保健活動における食育の取り組み

食を通じた心と体の健康づくりを基本とし、食事リズム、栄養バランス、安全な食材の選択など、食を大切にする心を育むための活動を行っています。

これからも、各種保健活動を通じて食に関する相談や指導を行い、住民の健康づくりを支援します。

○母子保健事業での取り組み

妊婦個別栄養指導、妊婦交流会、乳幼児健診時栄養指導、育児相談会等を実施し、妊娠期から食を通じた健康な母体と胎児の成長を関連づけて考え、出産後も母親自身と子ども、家族を含めて食の大切さを意識できるよう支援します。

○成人保健事業での取り組み

訪問や来所による個別栄養相談、健康栄養教室等、食を通じた健康づくりから、生活習慣病予防を意識し、生涯健康で暮らせることをめざした活動を行います。

○高齢者保健事業での取り組み

高齢者特有の問題である低栄養、虚弱予防、生活習慣病の重症化予防を重点に個別栄養相談や高齢者栄養教室等、地域包括支援センターと連携し実施します。

(3) 教育委員会における食育の取り組み

給食センターでは、安全・安心で美味しい給食を提供するために、主に国内産の食材を使用し、迅速な調理や徹底した衛生管理、食材の厳選を実践しています。その上で、バランスの良い栄養摂取を図り、子どもたちが健全な成長をとげられるようにしています。

また、東日本大震災の影響により、食品の安全性が不安視されているなか、食品放射能測定器を購入し週に3回測定することで、学校給食で提供する食材の安全性をより確認しています。

さらに、栄養教諭の食育の授業により、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう努めています。

これからも、地産地消を基本とした安全で美味しい給食の提供や食事を通じた食育の推進に努め、子どもたちの心身の成長を促進します。



○「お弁当の日」の実施

小中学校を対象に家庭教育の一環として、家庭内のコミュニケーションを深め、自ら食に関する様々な知識を高めることを目的に、年2回「お弁当の日」を実施します。お弁当は基本的には「自分で作る」こととして、献立から始まり、自宅での食材又は買い物をした食材で調理し、弁当詰めをした後の片付けまで、親子でふれ合いながら進めます。

この「お弁当を作る」ことにより、家庭の中で食べ物の大切さや作る楽しみ、食べ物や作ってくれる人への感謝の気持ちが育まれるような取り組みとなるよう今後も推進します。

○地域連携教育の実施

小学校において、地域の自然や農業についての体験学習を通じ、郷土を深く理解し「食」を大切にすることを養うため、剣淵高等学校と連携し、田植えを実施しています。この剣淵高等学校との連携事業では、稲刈りや脱穀も体験し、収穫したお米を利用して栄養のバランスを考えながら調理計画をたて、グループ毎に調理試食をしています。農作業の大変さや収穫の喜びを味わう

なかで、食を巡る問題や自分たちの食習慣を見直し、よりよい健康生活を實踐できるように学習します。

○「通学合宿」の実施

教育委員会では、児童の生活習慣を見直すことを目的とした「通学合宿」を行っています。

小学生高学年を対象に年2回、子どもたちが一定期間家庭を離れて合宿をしながら通学し、規則正しい生活プログラムを實踐しながら、基本的な生活習慣のあり方を学習するもので、「早寝早起き朝ご飯」運動を實踐し、日常の望ましい生活習慣の定着を図っています。

今後も、「通学合宿」で「早寝早起き朝ご飯」を實踐し、家庭でも實踐できるように指導します。

(4) 剣淵高等学校における取り組み

剣淵高等学校の農業国際系列では、町の特産品や菓子作りを研究し、栽培から加工、販売に至るまでの相互関係（フードシステム）を学習するため、多くの実践活動を実施しています。

これからも、「食」を預かる生産者としての立場を、高校の農場や道内外・海外の農業者の協力のもとに実地に学んでいくとともに、消費者として、高校の寄宿舍で地場生産された食材や高校の農場で採れた農産物により「食」の大切さを学びます。

○町内の栽培・加工・販売団体との連携

菓子類を中心とした加工食品の商品化に向けた開発事業の推進を図っていくなかで、食の大切さや安全で安心して食べられる食品加工を学びます。

また、製品化された加工品の品質向上や技術の向上を図るとともに、付加価値の高い地域に根ざした農業振興の一翼を担う教育をめざします。

(5) 農業生産者など地域住民の取り組み

剣淵町特産研究グループ「福有会」では、平成6年から地産地消を目的に農産物加工研究活動を行っています。そのほか、地場農産物を使用した冷凍コロッケなどを製造する「ひまわり会」や、生地地に地場農産物を練り込み菓子などを製造する「トイ・トイ・トイ」が誕生しています。

また、担い手農業者が複数戸集まって結成した「けんぶち VIVA マルシェ」は法人となり、剣淵町の農産物の魅力を町内外に積極的に発信しています。

そのほか、安全・安心な地場農産物を提供する場や農業生産者と消費者がつながる場として、道の駅に隣接する農産物直売所などがあります。

これからも、農業だけではなく、福祉や商業などとの連携を深化させ、食味に優れた農産物や加工品を「けんぶちブランド」として、全国へと発信します。

○学校給食への提供

「福有会」では、子どもたちに安全・安心な味噌を食べてもらいたいという思いから、平成21年より無償で学校給食に提供しています。

これからも、子どもたちへの安全・安心な食の提供に取り組みます。

○地場農産物による商品開発

地場農産物を使った商品の開発、製造を通じて、剣淵町の食の豊かさを町内外にアピールします。

また、商品開発にあたっては、栄養成分の表示やパッケージにもこだわり、「けんぶちブランド」として地元スーパーや道の駅、インターネットショップサイトなど、消費者が興味を持ち購入につながるよう努めます。

○農産物直売所での販売

農産物直売所については、生産者や加工団体などが協議会を組織し、運営に携わることで、消費者と生産者の距離を近づけ、安全・安心な地場農産物が購入できる場、また、町内における地産地消を普及させる場になるよう努めます。

(6) グリーンツーリズムの取り組み

剣淵町の農業・農村の魅力を伝えるため、都市部の中学生・高校生を対象とした日帰り農業体験の受入れを、平成19年より実施しています。作物の種蒔きや草取り、収穫作業などの農作業体験や、昼食に自ら収穫した農産物を調理し食べるなどの農村生活体験を提供しています。

今後も、農業者や関係団体などと一体となって食育につながる農業体験を推進します。

さらに、国・北海道が推進する「農泊」が提供できる体制をつくり、都市と農村のそれぞれに住む人々が、互いの地域の魅力を知り、理解を深めることで、交流人口の増加や農産物の消費拡大などに結びつけます。

○農業体験の受け入れ

次代を担う子どもたちが農業とふれ合い、農業に興味を持つことができるよう、日帰り農業体験を受け入れ、農業体験の機会を創出します。

また、教育旅行が日帰り農業体験から滞在型農業体験へと変化するなか、農業研修等受入協議会が中心となって農泊に取り組むことにより、子どもたちが生産地と食への理解をさらに深めることにつなげ、食育を通じた地域農業の活性化を図ります。

8 食育推進にあたっての数値目標

(1) 小中学校における朝食の摂取状況

平成 29 年全国学力・学習状況調査によると、剣淵町における朝食を食べる小・中学生の割合は 100%となっています。

今後もこの数値を維持していくことをめざします。

【小・中学生の朝食摂取状況（北海道と剣淵町）】 (単位：%)

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 34 年
小学校 6 年生	北海道	94.6	94.4	94.1	94.0	94.1	—
	剣淵町	93.3	96.0	91.5	100.0	100.0	維持
中学校 3 年生	北海道	92.8	92.8	92.5	92.5	92.3	—
	剣淵町	93.3	100.0	87.5	83.3	100.0	維持

※北海道教育委員会「全国学力・学習状況調査」(朝食を「食べる」「どちらかといえば、食べる」と回答した児童生徒割合)

(2) 学校給食における地場産物活用率

平成 27 年学校給食における地場産物の使用状況調査によると、地場産物の使用割合は 64.3%となっています。

今後、地場産物の使用割合を高めていくことをめざします。

【学校給食における地場産物の使用状況（北海道と剣淵町）】 (単位：%)

		平成 19 年	平成 21 年	平成 23 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 34 年
北海道		70.9	71.3	70.4	68.5	66.6	—
剣淵町		88.1	88.8	85.9	64.7	64.3	75%

※北海道教育委員会「学校給食における地場産物の使用状況調査」(隔年調査) 地場産物の購入金額の割合

(3) 週3回以上夕食後の間食をしている人の割合

平成 28 年度国民健康保険特定健診結果によると、週3回以上夕食後に間食をしている人の割合は 18.8%となっています。

今後、夕食後の間食をしている人の割合の改善を含め、食生活の改善をめざします。

【週3回以上夕食後に間食をする人の割合（北海道と剣淵町）】 (単位：%)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 34 年
北海道		16.3	16.6	16.1	16.1	16.1	—
剣淵町		32.3	33.6	29.0	21.3	18.8	改善

※KDB (国保データベース)

9 資料

食育基本法（前文）

（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

最終改正：平成二一年六月五日法律第四九号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

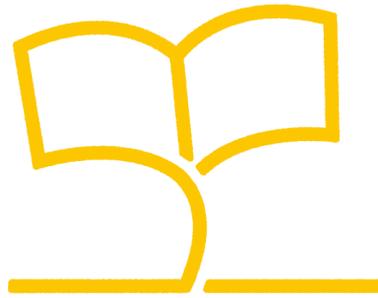
一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう 身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん 濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を

育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。



絵本の里
けんぶち町
北海道
Made in Kembuchi

剣淵町食育推進計画

担当：農林課・健康福祉課・住民課・教育委員会

〒098-0392

北海道上川郡剣淵町仲町37番1号

TEL 0165(34)2121

FAX 0165(34)2590